

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを重要課題として認識しており、透明性の高い健全なコーポレート・ガバナンス体制及び企業倫理の構築に向け、鋭意改善努力を行なっております。また、遵法の精神に基づきコンプライアンスの徹底、経営の透明性と公正性の向上及び環境変化への機敏な対応と競争力の強化を目指しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
柚原 洋一	4,185,300	43.83
サントリー酒類株式会社	448,000	4.69
アサヒビール株式会社	428,000	4.48
城野 親徳	249,000	2.61
一六堂社員持株会	154,300	1.62
藤田 宗巳	133,200	1.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	91,800	0.96
吉田 秀徳	91,100	0.95
ザ バンク オブ ニューヨーク ノントリーティー ジャスデック アカウント	70,100	0.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	65,100	0.68

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

代表取締役社長直轄の内部監査室は1名で構成され、監査計画書に基づき業務全般に関して法令、社内規程に照らしリスクマネジメントコントロールの評価・改善を行い、社長及び監査役並びに関係部門に報告しております。監査役監査は、社外監査役3名で構成される監査役会により、監査方針及び監査計画に基づいて実施されます。内部監査室及び会計監査人と随時相互に情報交換を行い連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大森 康生	他の会社の出身者													
寺澤 正孝	弁護士										△			
高崎 満	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大森 康生	○	独立役員に指定しております。	長年金融機関で培った豊富な経験と知識を有しており、その幅広い見識を監査に反映していただけると判断し、選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるものとして揚げられている事項に該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
寺澤 正孝		監査役就任前は当社の顧問弁護士をしておりました。	弁護士としての豊富な経験と高い専門性を活かし当社のコーポレート・ガバナンスの水準の維持・向上に貢献していただけると判断し、選任しております。
高崎 満		――	長年小売業等で培った豊富な知識・経験により、経営の監視や様々な適切な助言をいただけると判断し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役の業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲を一層高めることを目的として、株式報酬型ストック・オプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社取締役と同様に従業員に対しても、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としてストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円を超えるものが存在しないため、個別報酬の開示はおこなっておりません。また、当社の役員に対する報酬につきましては、社内取締役、社内監査役及び社外役員の別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1.取締役の報酬は、各取締役の貢献度や業績を考慮した上で今後の経営戦略を勘案し、平成14年11月21日開催の定時株主総会におい

て決議いただいております年額300,000千円以内(ただし、使用人分給与は含みません)の範囲で取締役会にて決定しております。また、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬額は、平成26年5月29日開催の第20回定時株主総会において決議いただいております年額50,000千円以内の範囲で取締役会にて決定しております。

2.監査役の報酬は、常勤、非常勤の別、監査業務等を勘案し、平成14年11月21日開催の定時株主総会において決議いただいております年額100,000千円以内の範囲で監査役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役より職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、「監査役監査基準」に基づき取締役会との協議のうえ、監査を補助すべき使用人を指名することができることとなっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

取締役会は、取締役4名で構成されており、経営の基本方針、業務の意思決定及び取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行う機関と位置づけ運営されております。取締役会は、定時取締役会が毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化に努めております。又、子会社の重要事項につきましても、グループ経営の観点から当社の取締役会で報告を行っております。

2. 監査役会

監査役3名(うち社外監査役3名)を選任しております。監査役は、定時、臨時取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役の職務執行に対する具体的な意見を具申すると共に監査役会を毎月1回以上開催し、リスク管理、コンプライアンスを監視できる体制をとっております。

3. 独立役員

コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組のひとつとして、平成25年5月30日開催の取締役会において独立役員1名(社外監査役)を指定しております。

4. 内部監査室

社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査規程に従い計画的に内部監査を実施しており、監査役及び会計監査人と連携して業務を遂行しております。

5. 弁護士及び会計監査人

顧問弁護士との顧問契約に基づき法律全般及び重要な法務的課題について相談し、検討、対策を実施しております。また、会計監査人に有限責任監査法人トーマツを選任しており、同監査法人と監査契約を締結し会計監査を受けております。

6. 役員報酬等

役員報酬につきましては、株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役については取締役会で決定し、監査役については監査役会で決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

当社は、取締役による的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適正な監督及び監視を可能とする経営体制を構築しております。そのため、現状の体制で十分なコーポレート・ガバナンスが機能していると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社を理解していただくために、多くの株主が出席しやすい日程で開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	各決算発表後、速やかに決算説明会をアナリスト向けに実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIRサイトを設け、決算関連資料等の適時開示資料及びプレスリリース、会社説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部がIR担当として投資家等の対応を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程において行動規範として規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、当社及び子会社等に関する会社内部情報を会社情報として適時かつ適切に開示することによりインサイダー取引の防止を図るとともに、情報管理の適正化に資することを目的に「インサイダー情報防止規程」を定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び従業員が、法令及び定款を遵守することは勿論のこと、企業倫理の向上を図り、誠実に行動することを徹底しております。
- (2) 取締役は、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督し、法令及び定款への適合性に関し問題が生じた場合は、取締役会及び監査役会へ報告しております。
- (3) コンプライアンスの確保・推進のため、「コンプライアンス規程」を制定し、かつコンプライアンス担当取締役を任命し、全社的なコンプライアンス体制の整備に努めております。
- (4) 法令及び定款等に反する行為等を早期発見、是正すること等を目的として「企業倫理ヘルプライン規程」を定め、社内外への通報システムの充実を図っております。

2. 取締役の職務執行に係わる情報の保存・管理に関する体制

- (1) 当社は、株主総会、取締役会等重要な会議における意思決定の記録、「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等を「文書管理規程」等の社内規程に基づき整理、保存しております。
- (2) 情報の管理については、「情報セキュリティ管理規程」等の社内規程に基づき実施しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 代表取締役は、取締役管理本部長をリスクマネジメントに関する総括責任者として任命し、各部門担当取締役と共に、部門ごとのリスクを体系的に管理するため、必要なリスクマネジメントに関する規程を制定しております。
- (2) 全社的なリスクを総括する部門は管理本部とし、各部門においては関連規程に基づいて部門ごとのリスクマネジメント体制を確立しております。また、監査役及び内部監査室は各部門のリスクマネジメント状況の監査を実施しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制の礎としましては、各取締役がそれぞれの職務執行の効率性についても監督しており、問題点や留意点がある場合、月1回定時開催される取締役会にて報告されております。その他、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。
- (2) 取締役が適正かつ効率的に職務を執行できるように、「組織規程」、「職務権限規程」等社内規程の実行状況の確認を常時行い、現状最善なものへの改訂を取締役会にて随時行っております。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、企業集団としての業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき当社管理本部が窓口となり、経営管理を行っており、随時、管理の進捗状況を取締役会において報告しております。
- (2) 監査役は、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人と連携をとっております。
- (3) 関係会社の内部統制システム構築に努め、必要な指導・支援を実施しております。また、内部監査室は、関係会社に対する内部監査を実施しております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する体制

監査役より職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、「監査役監査基準」に基づき取締役会との協議のうえ、監査を補助すべき使用人を指名することができることとなっております。

7. 前記6の使用人の取締役からの独立性に関する体制

前記監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の補助をしている期間、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとし、独立性を確保しております。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役は、取締役会等の重要な会議において随時担当する業務執行の状況等を報告する体制となっております。
- (2) 監査役が必要に応じていつでも、重要と思われる会議に出席し、取締役や従業員に対して報告を求め、必要書類の開示を閲覧することができる体制となっております。
- (3) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役へ報告することになっております。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は代表取締役と定期的に会合を開き、監査上重要な事実について意見交換を行っております。
- (2) 監査役は、内部監査室、会計監査人と相互に連携し、意見交換、情報交換、それぞれの監査結果の報告等を実施し、監査の実効性確保を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「コンプライアンス規程」に定める行動規範の中で、「市民社会の秩序や安全および企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する」旨を定めており、反社会的勢力とは一切関わりを持たず、毅然とした姿勢で対応することを基本方針としております。また、外部専門機関などから関連情報を収集するとともに、所轄警察署、顧問弁護士等と連携し、組織的に反社会的勢力からの不当要求を遮断、排除する体制をとっております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

(1) 決定事実

重要な決定事実については、原則として毎月1回開催する取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行っております。決定された重要事項について、開示が必要か否かを管理部門責任者を中心に検討し、開示が必要な場合には、迅速に行うよう努めております。また、取締役会には監査役が出席しております。さらに、必要に応じて会計監査人による監査および弁護士、税理士等によるアドバイスを適宜受けており、正確かつ公正な会社情報を開示することに努めております。

(2) 発生事実

事故・災害・訴訟等については事象が発生後、人事総務部にて情報収集を行い、管理部門の責任者を中心に情報開示の検討準備をいたします。その他の発生事実については、当該部署より情報を入手して、管理本部の責任者を中心に適時開示項目に該当する場合、経営陣への報告または必要に応じて取締役会決議を経て、迅速に情報開示しております。

(3) 決算に関する情報

決算に関する情報については、経理課を中心とする管理本部が作成、管理、開示を行っております。決算数値等については会計監査人による監査並びに監査役会の監査を経て、取締役会で決定し、管理本部より速やかに適時開示を行っております。

